

令和2年9月28日

高山村長 後藤 幸三 様
高山村議会議長 林 昌枝 様

高山村監査委員 後藤 友良

高山村監査委員 野上富士夫

令和2年9月監査等の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査及び同法第235条の2第1項の規定による検査を、高山村監査基準に準拠して実施したので、同法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定により、次のとおり監査及び検査に関する結果を報告します。

第1. 監査等の概要

(1) 監査等の種類

例月出納検査、財務監査、基金運用審査 及び 行政監査

(2) 監査等の対象

- ① 令和2年度8月分の各会計に係る収入支出関係書類
- ② 基金の運用状況（保健みらい課所管）
- ③ 令和元年度支出の個人への補助金等（保健みらい課所管）

(3) 監査等の実施日

令和2年9月28日

(4) 監査等の方法（着眼点（評価項目）及び実施内容）

審査等の対象となった事項について、事務が法令に適合し正確に行われているかをどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき監査等の手続きを実施するとともに、最小の経費で最大の効果を上げているかどうかにも注意を払った。

また、基金運用審査では、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかどうかに加え、基金が有効に活用されているかどうかにも注意を払った。

第2. 監査等の結果

① 令和2年度8月分の各会計に係る収入支出関係書類

指摘事項は認められなかった。

② 基金の運用状況（保健みらい課所管）

社会福祉事業基金のみが利息のない決済用預金として積み立てられている。平成17年4月に導入された預金保険制度（ペイオフ）によるものであるが、この制度を活用しているのは本基金のみであることから、預け入れ方法について再検討されたい。

③ 令和元年度支出の個人への補助金等（保健みらい課所管）

指摘事項は認められなかった。